

野田市都市計画マスタープラン（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市都市計画マスタープラン（素案）

2 意見の募集期間

令和4年11月17日（木曜日）から令和4年12月16日（金曜日）まで

3 意見の募集結果

① 提出者数・意見数		5人	13件
② 提出方法	直接持参	2人	9件
	郵送	0人	0件
	FAX	2人	3件
	Eメール	1人	1件
③ 政策等に反映した意見			6件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第1章 野田市の現況と特性 第3章 部門別方針			
1	3-1 都市と自然が調和したまちづくり（1）都市的土地利用		
	商業地の区分名称や位置（P10、P25）について 本計画では、商業地を中心商業地と一般商業地に分類しているが、これまでのような醤油会社を中核に企業城下町として形成された本町通りを別格に扱い、現在、両者に連担して形成された関係性はないことから、実態に合わせ、中心商業地を定め直すか、または、中心商業地、一般商業地との区別を止め、沿道型・郊外型の大型店を含めて分散した商業地として新たに定め直すことが必要。	御指摘のとおり、現在、野田市駅・愛宕駅周辺などの中心商業地、川間駅周辺地区、梅郷駅周辺地区などの一般商業地の位置付けや、両者に連担して形成されるといった関係性はないことから、中心、一般の区別はせず、野田市総合計画と整合を図り、次のとおり修正します。 （P10） 野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は、高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。</p> <p>そのために、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。</p> <p>商業地は、東武野田線の野田市駅・愛宕駅周辺や中野台地区及びその周辺、川間駅周辺地区、梅郷駅周辺地区及び土地区画整理事業で整備された地区などに形成されています。</p> <p>その他、幹線道路沿いに郊外型店舗が立地しており、多様な商業施設による沿道景観が形成されております。</p> <p>また、関宿地域では、主要地方道沿道に商業の集積が若干見られますが、独自の商圈の形成には至っていません。</p> <p>(P11)</p> <p>(1) 商業</p> <p>近年、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、市街地内の商業地においては、店舗の老朽化や後継者問題、駐車場不足、交通アクセス問題、<u>空き店舗の増加、立地動向は低水準となる</u>など、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。</p> <p>(削除) <u>特に、中心商業地における商業系施設の立地動向は低水準となっています。</u></p> <p>(P25、P26、P29) 土地利用の体系</p> <p>商業・業務系土地利用における中心商業地・一般商業地の区分を商業地に統一</p>	

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第3章 部門別方針			
	3-1 都市と自然が調和したまちづくり (3) その他 都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用		
2	「周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては、地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。」とあるが、ここでいう地区計画では周辺の自然環境と調和する良好な開発は現況では出来ない。土地の利用に当たって高さ制限や、建蔽率、周辺住宅への日照、振動などの影響を制限できない。周辺の自然環境や景観との調和はどう図るのか、制度を見直すべきである。	市が地区計画の提案を受け入れるかを判断するに当たっては、周辺環境との調和、高さ制限、日照、振動などの影響に配慮した計画であるか評価の上、判断しています。 地区計画制度については、産業分野における市の活性化につなげるために運用を開始したところであり、これまでに定めた地区計画の整備箇所が完了していないことから、土地利用が周辺環境への影響や雇用の創出など活性化につながったのか事後評価をしていない段階ですので、運用状況を見ながら振り返りを行ってまいります。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
	3-1 都市と自然が調和したまちづくり P29 土地利用方針図		
3	土地利用計画図の地区割が雑すぎるので修正するか、なしにするか。	土地利用方針図など、計画書に掲載した図は、方針を示したイメージ図のため、精度の高い図郭を用いるものではありません。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
	3-2 安全で快適な交通環境づくり (3) 骨格的な幹線道路の整備		
4	広域幹線道路 千葉北西連絡道路の整備促進について その必要性及び開通後の交通量や車の流れの予測が明確でない。利根川よりの自然環境が大きく変化する恐れがある。よってこの計画は慎重に進めるべきで促進すべきではない。	千葉北西地域では、大型商業施設などが多く立地し、経済活動が活発ですが、南北を縦貫する唯一の幹線道路である国道16号は慢性的な交通渋滞が発生していることから、平時・災害時を問わず、安定した人・モノの流れを確保するため、千葉北西連絡道路の計画を具体化していくことは市にとって非常に重要であると考えています。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>基本方針に、ルートの検討に当たっては、自然環境に配慮した計画とするとしており、今後も国、県などと連携し、市民の理解を得られるよう進めてまいります。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	
	3-4 環境にやさしいまちづくり	(5) 市民参加の取組	
5	<p>40 ページ下から 1 行目の「により、」を「並びに市内の環境保全活動団体などの協力を得て」に改める。</p> <p>理由：市民参加の取組を掲げていることから積極的に活動団体のパワーを活用して環境学習の機会を増やす必要があると考える。</p>	<p>生物多様性のだ戦略に基づき、市民や市民活動団体などと連携・協働し、自然観察会や環境学習などを行っていることから、「・・・このとりの里などの活用」に「並びに市民などの協力」を追記する修正を行います。</p>	修正有り
6	<p>41 ページ上から 1 行目の「提供など」を「発信など」に改める。</p> <p>理由：市民に対して積極的に行動することを促すため役立つ情報をアクティブに発信していく。</p>	<p>生物多様性のだ戦略に基づき、市ホームページや市報コラムなどを活用し、生物多様性に関する情報を発信していることから、「提供など」を「発信など」に修正します。</p>	修正有り
	3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり		
	(1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保		
7	<p>(3) 多様な住宅ストックの形成の本文に、「老朽化の・・・長寿命化など、適切に誘導」と記載されているが、2) 具体的な方針が示されていないと思われる。示す必要があると考える。</p>	<p>野田市耐震改修促進計画に基づき、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震の木造住宅の耐震化を促進していることから、具体的な方針の(1)②を次のとおり下線部を追記する修正を行います。</p> <p>また、野田市マンション管理適正化推進計画を策定する予定で、マンションの管理の適正化を推進していくこととしていることから、具体的な方針に次のとおり③を追加します。</p> <p>②民間住宅の供給支援 良質な民間賃貸住宅への支援や、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>性の低い木造住宅については耐震診断・耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。</p> <p>③マンション管理の適正化 マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図ります。また、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。</p>	
	<p>3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり (2) 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援</p>		
8	<p>43 ページ上から 2 行目の「住宅の段差解消等」を「住宅（マンション及び共同住宅を含む）の段差解消等」に改める。</p> <p>理由：高齢者、障がいのある人は戸建てのみならずマンションを含めた共同住宅にも居住されている。共同住宅では、各々の住居内をバリアフリーに改修しても共用廊下、エレベーターホール、共同住宅の玄関などをバリアフリー化しなければ、市が掲げる“生き生きと健やかに暮らせる都市機能を享受”することができない。</p> <p>このバリアフリー化は、46 ページ“（1）バリアフリー化のまちづくり”と一体になるものと理解する。</p>	<p>マンション等の共同住宅の共用廊下、エレベーターホール、玄関などの共用部分については、所有者が住みやすい環境づくりに努めるものと考えております。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>ただし、本市では、マンション管理適正化推進計画を策定する予定で、管理不全に陥らないよう専門家の派遣制度等を実施してまいります。</p>	修正無し
	<p>3-8 災害に強い安全なまちづくり</p>		
9	<p>49 ページ上から 8 行目「防災力向上に取り組みます。」を「防災力向上と共に市民一人一人の防災意識の向上、並びに地域ごとの防災活動を取りまとめた地区防災計画策定推進に</p>	<p>(1) 防災まちづくりの推進</p> <p>市民一人一人の防災意識の向上、地域ごとの防災活動を取りまとめた地区防災計画の推進につきましては、自助・共助による地域の防災力に含まれることから基本方針の修正</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>取り組みます。」に改める。</p> <p>理由：防災力を高めるには、市民一人一人が災害とは何か、発災後、復興時に何をすべきかを理解し、行動することが求められる。平素から防災に関する知識とそれを生かした知恵の普及が必要である。</p> <p>また、積極的に防災活動を行っている地域においては、行動を地区防災計画として取りまとめることを指導し、防災力向上を後押しする。</p>	<p>は行いません。</p> <p>なお、具体的な方針に「(7)地域の防災力向上」として</p> <p>「市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織等の共助による地域防災力の向上を図ります。」を追加します。</p> <p>(7) 防犯対策の推進は(8)に修正します。</p>	
10	<p>3-8 災害に強い安全なまちづくり</p> <p>50 ページ下から1行目の「道路に面した」を「道路、歩行者用通路等に面した」に改める。</p> <p>理由：災害時には市の防災活動の拠点、あるいは指定(緊急)避難場所となる施設への歩行者用通路も優先的に安全確保する必要があると考える。</p>	<p>(6)建築物等の安全対策</p> <p>歩行者専用道路については、道路に含まれておりますが、分かりやすく「道路(歩行者専用道路を含む)に面した」に修正します。</p>	修正有り
11	<p>3-8 災害に強い安全なまちづくり</p> <p>51 ページ下から2行目の「空家等対策計画を策定」には、マンションも対象に含めることを提案する。</p> <p>策定に当たり、戸建てとマンションとでは管理形態が大きく異なる点があるため、両者に共通する事項と個別事項とに分けて策定すること。</p> <p>あるいは51ページ下から4行分を「②空き家対策」と項立てし、「空家」を「空家(マンションの空室を含む)」に改める。</p> <p>理由：マンションにおける空家(室)は、マンションを適切に維持管理、修繕する管理費、修繕積立金の未納につながる。その結果、必要な財源確保できず管理不全マンション(スラム化)に至る恐れがある。</p>	<p>(7)防犯対策の推進</p> <p>集合住宅については現に居住している者がいない空部屋がほとんどであっても、一部でも現に居住している者がいる住戸がある限り、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「空家等」には該当しないとの国の見解が示されています。</p> <p>このため、集合住宅の一部空室については、空家等対策計画の対象にはならないことから、空家等対策計画の対象にマンションを含めることはできません。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>ただし、当市では、マンション管理適正化推進計画を策定する予定で、管理不全に陥らないよう専門家</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>既に周囲の住民の安全確保のためスラム化したマンションを行政代執行で取り壊した事例が見受けられる。</p> <p>管理不全マンションにならないためには、空家（室）対策は必須であるが、マンションには区分所有者全員で構成する管理組合が存在し、共用部の維持管理、修繕に責任を負っている。一般的に管理組合は、管理業務の全部、あるいは一部を管理会社へ委託している。計画策定には区分所有者（多くは居住者）の合意、管理会社の協力が必要となるなど、戸建てと異なる環境にあるからである。</p>	<p>の派遣制度等を実施してまいります。</p>	
12	<p>3-9 野田市を満喫できる環境づくり (4) 市民活動を支える文化施設の充実</p> <p>54 ページ下から 1 行目の「学校図書館の運営支援を」を「教育委員会と協働して学校図書館の運営支援を」に改める。</p> <p>理由：興風図書館が学校図書館の運営支援を行うことは、学校図書館が果たすべき役割“教育課程の展開に寄与すること。児童、生徒の健全な教養を育成すること。”に大きな支援になることは間違いなく、推進すべきことである。</p> <p>しかし、受け手側の学校図書館の運営は、まことに不十分な体制である。専任（クラス担任を持たない）の司書教諭の配置はなく、一部の学校に司書を週 2 日・各 3 時間ほど勤務させているが、多くの学校図書館運営は、一部の学校地域教育コーディネーターや保護者によるボランティア活動で支えられている。</p>	<p>興風図書館は、日常の業務として学校図書館を統括する教育委員会指導課と連携し、情報を共有して学校図書館の支援に当たっております。</p> <p>ただし、興風図書館も指導課と同じく野田市教育委員会の一員であり、教育委員会と協働するという立場にありません。</p> <p>この度の御意見は、学校図書館の望ましい体制について御指摘いただいたものですが、本計画に人員配置等の詳細について記載していないことから、御意見を直接反映させることができません。</p> <p>しかしながら、今後とも御意見にあるような興風図書館と指導課との連携を図り、学校図書館の運営を支援してまいります。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	<p>修正無し</p>

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>興風図書館の運営支援に十分対応できるように専任の司書教諭、あるいは常駐の司書の配置を押し進めると共に興風図書館と教育委員会両者の協働により学校図書館の強化を図る必要があると考える。</p>		
第5章 実現化への方針			
13	<p>5-1 協力関係によるまちづくりの推進</p> <p>協力関係によるまちづくりの推進などの項目を読むと、地域との連携の重要性についてはそうだと理解します。地権者と開発業者と野田市だけで開発計画を進めるのは間違っています。そこに暮らす地域住民たちの思いと意見を粘り強く聞き「説明」「対話」「納得」の過程を推し進めてください。または、地域づくりの専門家、実践家、大学の先生なども加えることが大事です。野田市は内輪で関係して外に開かれた街づくり、人づくりを行っていないように見えます。</p> <p>外からの人をもっと入れて活性化させたり、移住者なども含めて知恵を借りたりする必要もあります。</p> <p>内輪で完結すればするほどに動きは速いが損か得か、利害関係のみに終始して弊害も多いように見えます。</p>	<p>都市計画の手続を進める際には、都市計画法に基づき、住民説明会を開催するなど、市民の意見を反映させる措置を講じるよう定められております。</p> <p>また、都市計画審議会は、大学教授や各業界団体の代表者などの学識経験者、市議会議員、公募による市民などで組織し、様々な観点から御意見をいただき、手続を進めております。</p> <p>さらに、周辺環境に影響を及ぼすような開発行為などを行う場合には、事業者の説明会を開催し、事業内容を十分に説明し、周辺住民の理解を得ることに努めるよう指導をしてまいります。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し